

随意契約理由書

1. 工 事 名 常磐工区西除川河川構造物等復旧工事
2. 契約相手方 鹿島・飛島建設工事共同企業体
3. 随意契約理由

本工事は、常磐工区において高速道路函体上に河川構造物を復旧する工事である。
本工事の契約相手方に対しては、以下の要件を満たすことが求められる。

- ① 河川構造物の復旧において、上面の道路切替施工に精通していること。
- ② 前工事で使用している仮設備（覆工板等）を後工事でも使用することにより、経費の削減が可能となること。
- ③ 限られた工期内に工事を確実に完了させるために、地元、管理者等との良好な関係を速やかに構築できること。

鹿島・飛島建設工事共同企業体は、前工事である常磐工区開削トンネル工事を受注し、高速道路本体の他に河川構造物の復旧工を施工中で、地元等との関係も良好に保っており、現場条件を把握し当該工事を施工する技術力を十分に有するものと認められる。

また、本工事の施工検討から施工完了まで一貫して実施することで、事業期間内での施工完了が見込まれる。

このように、上記①～③の要件を満たし前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合、準備工が不要となることによる工期の短縮、覆工板等の賃料、経費等の削減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる。

よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約するものである。

以上